

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月17日
【会社名】	ライオン株式会社
【英訳名】	Lion Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 濱 逸 夫
【本店の所在の場所】	東京都墨田区本所一丁目3番7号
【電話番号】	03-3621-6211
【事務連絡者氏名】	経理部長 鎌 尾 義 明
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区本所一丁目3番7号
【電話番号】	03-3621-6211
【事務連絡者氏名】	経理部長 鎌 尾 義 明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 15,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) ライオン株式会社 大阪オフィス (大阪市福島区福島七丁目22番1号) ライオン株式会社 名古屋オフィス (名古屋市中区錦二丁目3番4号 名古屋錦フロントタワー)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年4月16日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成26年4月16日に「新株予約権の行使時の払込金額」が確定し、その他関連する事項が決定されましたので、これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)

「償還の方法」欄

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

d. 割り当てようとする株式の数

3 発行条件に関する事項

(3)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 参照情報

第1 参照書類

2 臨時報告書

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正内容】

訂正箇所は_____(下線)を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)】

「償還の方法」欄

(訂正前)

償還の方法	2. 社債の償還の方法及び期限 (4)組織再編行為による繰上償還 < 前略 > 組織再編行為償還金額比率(%)								
	償還日	参照パリティ							
		80	90	100	110	120	130	140	150
	平成26年5月2日	101.09	104.95	109.99	116.18	123.43	131.62	140.56	150.00
	平成27年5月2日	100.88	104.51	109.42	115.58	122.92	131.25	140.34	150.00
	平成28年5月2日	100.57	103.90	108.65	114.81	122.29	130.84	140.13	150.00
	平成29年5月2日	100.17	103.06	107.56	113.74	121.46	130.34	139.91	150.00
	平成30年5月2日	99.74	101.82	105.87	112.14	120.40	129.89	139.79	150.00
	平成31年4月25日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00
	(注) 上記表中の数値は、平成26年4月15日現在における見込みの数値であり、転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように決定される。かかる方式の詳細は、当社の経理部担当役員である常務取締役が、当社取締役会の授権に基づき、転換価額の決定と同時に決定する。								

(訂正後)

償還の方法	2. 社債の償還の方法及び期限 (4)組織再編行為による繰上償還 < 前略 > 組織再編行為償還金額比率(%)								
	償還日	参照パリティ							
		80	90	100	110	120	130	140	150
	平成26年5月2日	101.09	104.95	109.99	116.18	123.43	131.62	140.56	150.00
	平成27年5月2日	100.88	104.51	109.42	115.58	122.92	131.25	140.34	150.00
	平成28年5月2日	100.57	103.90	108.65	114.81	122.29	130.84	140.13	150.00
	平成29年5月2日	100.17	103.06	107.56	113.74	121.46	130.34	139.91	150.00
	平成30年5月2日	99.74	101.82	105.87	112.14	120.40	129.89	139.79	150.00
	平成31年4月25日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初、当社の経理部担当役員である常務取締役が、当社取締役会の授権に基づき、平成26年4月16日(本新株予約権付社債の発行決議日同日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%以上で、市場動向等を勘案して決定する。但し、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(4) 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各本社債の金額(金1億円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、<u>基準配当金(基準配当金は、各本社債の金額(金1億円)を平成26年4月16日又はその翌日に決定する転換価額で除して得られる数値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。))に10を乗じた金額とする。)</u>に当該事業年度に係る下記に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p>平成26年12月31日に終了する事業年度 1.00 平成27年12月31日に終了する事業年度 1.10 平成28年12月31日に終了する事業年度 1.21 平成29年12月31日に終了する事業年度 1.33 平成30年12月31日に終了する事業年度 1.46</p>
----------------	--

(訂正後)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初、672円とする。但し、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(4) 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各本社債の金額(金1億円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、<u>1,488,095円(基準配当金)</u>に当該事業年度に係る下記に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p>平成26年12月31日に終了する事業年度 1.00 平成27年12月31日に終了する事業年度 1.10 平成28年12月31日に終了する事業年度 1.21 平成29年12月31日に終了する事業年度 1.33 平成30年12月31日に終了する事業年度 1.46</p>
-----------------------	---

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

d. 割り当てようとする株式の数

(訂正前)

< 前略 >

本新株予約権の全てが、平成26年4月15日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%を転換価額として行使された場合に交付される株式の数は23,364,485株となります。

(訂正後)

< 前略 >

本新株予約権の全てが、当初転換価額で行使された場合に交付される株式の数は22,321,428株となります。

3 【発行条件に関する事項】

(3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(訂正前)

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、平成26年4月15日現在の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%を当初転換価額として計算した場合、平成25年12月31日現在の当社の普通株式の発行済株式総数299,115,346株の7.81%(総議決権数265,781個の8.79%(注))となります。

< 後略 >

(訂正後)

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、平成25年12月31日現在の当社の普通株式の発行済株式総数299,115,346株の7.46%(総議決権数265,781個の8.40%(注))となります。

< 後略 >

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー	3	0.00%	23,367	8.08%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	22,797	8.58%	22,797	7.88%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟	16,282	6.13%	16,282	5.63%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	10,109	3.80%	10,109	3.50%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	6,556	2.47%	6,556	2.27%
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	6,443	2.42%	6,443	2.23%
三菱UFJ信託銀行株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号(東京都港区浜松町2丁目11番3号)	6,257	2.35%	6,257	2.16%
明治安田生命保険相互会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1-1(東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	4,957	1.87%	4,957	1.71%
ライオン従業員持株会	東京都墨田区本所1丁目3-7	4,282	1.61%	4,282	1.48%
豊田通商株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目9-8	3,506	1.32%	3,506	1.21%
計	-	81,192	30.55%	104,556	36.16%

(注)

<前略>

4. 「割当後の所有株式数」は、平成26年4月15日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%を転換価額として本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式(以下、「当初行使価額での割当株式」という。)の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に当初行使価額での割当株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海1丁目8 -11	22,797	8.58%	22,797	7.91%
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町二丁 目11番1号 山王パークタ ワー	3	0.00%	22,324	7.75%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀 行口 再信託受託者 資 産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1丁目8 -12 晴海アイランド ト リトンスクエア オフィス タワーZ棟	16,282	6.13%	16,282	5.65%
株式会社三菱東京UFJ 銀行	東京都千代田区丸の内2丁 目7番1号	10,109	3.80%	10,109	3.51%
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	6,556	2.47%	6,556	2.28%
東京海上日動火災保険株 式会社	東京都千代田区丸の内1丁 目2番1号	6,443	2.42%	6,443	2.24%
三菱UFJ信託銀行株式 会社(常任代理人 日本 マスタートラスト信託銀 行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁 目4番5号(東京都港区浜 松町2丁目11番3号)	6,257	2.35%	6,257	2.17%
明治安田生命保険相互会 社(常任代理人 資産管 理サービス信託銀行株式 会社)	東京都千代田区丸の内2丁 目1-1(東京都中央区晴 海1丁目8-12 晴海アイ ランドトリトンスクエアオ フィスタワーZ棟)	4,957	1.87%	4,957	1.72%
ライオン従業員持株会	東京都墨田区本所1丁目3 -7	4,282	1.61%	4,282	1.49%
豊田通商株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅 4丁目9-8	3,506	1.32%	3,506	1.22%
計	-	81,192	30.55%	103,513	35.93%

(注)

<前略>

4. 「割当後の所有株式数」は、当初転換価額で本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式(以下、「当初行使価額での割当株式」という。)の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に当初行使価額での割当株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

2 【臨時報告書】

(訂正前)

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年4月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年3月31日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年4月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年3月31日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成26年4月16日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年4月16日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年4月17日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年4月17日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。